

札幌市民間建築物耐震化促進事業実施要綱

平成 20 年 5 月 21 日 副市長決裁

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

目次

第 1 章 総則.....	3
第 1 条（目的）.....	3
第 2 条（定義）.....	3
第 2 章 補助対象.....	6
第 3 条（補助対象建築物）.....	6
第 4 条（補助対象者）.....	9
第 5 条（補助対象となる事業）.....	10
第 6 条（補助対象となる費用）.....	11
第 7 条（補助の交付額）.....	13
第 3 章 手続き.....	14
第 8 条（補助金の交付の申請）.....	14
第 9 条（補助金の交付決定）.....	17
第 10 条（事業の内容の変更等）.....	18
第 11 条（申請者の変更）.....	18
第 12 条（補助申請の取下）.....	19
第 13 条（着手）.....	19
第 14 条（耐震改修工事の中間検査・完了検査）.....	19
第 15 条（除却工事の完了報告）.....	20
第 16 条（事業の精査等）.....	20
第 17 条（事業の完了報告）.....	21
第 18 条（補助金の額の確定）.....	22
第 19 条（是正のための措置）.....	22
第 20 条（補助金の請求）.....	22

第 21 条（補助金の交付）	22
第 22 条（交付決定の取消し等）	23
第 23 条（補助金の返還）	23
第 4 章 複数年度にわたる事業の手続き	23
第 24 条（全体設計の承認申請）	23
第 25 条（全体設計の承認）	24
第 26 条（全体設計の承認の申請者の変更）	24
第 27 条（全体設計承認事業の変更）	24
第 28 条（事業の特例）	25
第 5 章 札幌市予備調査員・耐震診断員	25
第 29 条（札幌市予備調査員）	25
第 30 条（札幌市耐震診断員）	25
第 31 条（耐震診断員等の登録有効期限）	26
第 32 条（耐震診断員等の登録名簿）	26
第 33 条（耐震診断員等の登録変更）	26
第 34 条（登録証）	27
第 35 条（耐震診断員等の責務）	27
第 36 条（耐震診断員等の登録の取り消し）	27
第 6 章 雑則	28
第 37 条（補助の限度）	28
第 38 条（補助事業の遂行）	28
第 39 条（書類の整備、保存）	28
第 40 条（調査等への協力）	28
第 41 条（委託事業）	29
第 42 条（秘密の保持）	29
第 43 条（その他）	29
第 44 条（耐震対策緊急促進事業の併用）	29
第 45 条（委任）	30

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）及び第 2 次札幌市耐震改修促進計画（平成 28 年 4 月策定）に基づき、建築物の耐震性の向上に資する取組に対して必要な助成を行う事業（以下「補助事業」という。）を確立し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 予備調査 耐震診断を実施する予定の建築物について、その概要の把握、関係図書の確認、使用履歴・外観等の現況確認、その他の調査を行い、耐震診断の必要性、診断レベル、概算診断費用その他必要な事項を明らかにするものをいう。

(2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価するものであって、次に掲げる耐震診断をいう。

ア 耐震改修促進法第 4 条第 1 項の規定による、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号。）別添の指針

イ 国土交通大臣がアと同等と認める方法（平成 26 年 11 月 7 日付国住指第 2850 号）

(3) 耐震設計 地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある建築物を、地震に対して安全な構造とするための耐震改修の設計であって、次に掲げる設計をいう。

ア 前号アに掲げる指針

イ 前号イに掲げる指針

- (4) 建替え設計 地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある建築物を除去し、地震に対して安全な構造の建築物に建て替える工事の設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 第3号に規定する耐震設計に基づく耐震改修工事をいう。
- (6) 建替え工事 第4号に規定する建替え設計に基づく建替え工事をいう。
- (7) 工事監理 第5号に規定する耐震改修工事又は前号に規定する建替え工事（以下「耐震改修工事等」という。）の監理及び検査報告書の作成等をいう。
- (8) 耐震診断判定書 耐震診断が適正に行われていることについて、次表に掲げる専門機関の判定を受け、交付される書類をいう。

	専門機関名
ア	一般財団法人日本建築防災協会が事務局をする全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体
イ	一般社団法人 北海道建築士事務所協会 札幌支部

- (9) 耐震設計評定書 耐震設計が適正に行われていることについて、前号に掲げる専門機関の評定を受け、交付される書類をいう。
- (10) 既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定による建築物をいう。
- (11) 多数の者が利用する建築物 耐震改修促進法第14条第1号の規定による建築物をいう。
- (12) 共同住宅 2以上の住戸又は住室を有する建築物（長屋を含む。）をいう。
- (13) 地震時に通行を確保すべき道路 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会策定）において、第一次緊急

輸送道路及び第二次緊急輸送道路として位置付けられた道路をいう。

(14) 収容避難場所 札幌市地域防災計画（札幌市防災会議策定）において収容避難場所として位置付けられている建築物をいう。

(15) 市民集会施設 専ら地域住民の集会のために利用されている施設のうち、札幌市地域防災計画において収容避難場所として位置付けられており、町内会、運営委員会、財団法人その他これらに類する団体が管理する建築物をいう。

(16) 棟 補助事業の対象建築物で、構造上別棟となっている建築物の部分をいう。

(17) 施行者 第5条の規定による補助対象となる事業を実施する者で、次のいずれかのものをいう。

ア 建築物の所有者

イ 区分所有建築物においては「建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）」第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項に規定する法人

ウ 市民集会施設においては、当該施設を管理する町内会、運営委員会、財団法人その他これらに類する団体

エ 共有建築物においては共有者

(18) 申請者 補助事業の補助金の交付の申請を行う者をいう。（前号エの場合においてはその代表者とする。）

(19) 札幌市予備調査員 第5条に規定する予備調査を行う者として、第5章の規定による要件に該当するものをいう。

(20) 札幌市耐震診断員 第5条に規定する予備調査、耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事の工事監理を行う者として、第5章の規定による要件に該当するものをいう。

(21) 耐震診断資格者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年

建設省令第 28 号) (以下「耐震改修法施行規則」という。) 第 5 条第 1 項各号の規定による者をいう。

(22) 登録事務所 第 5 条の規定による補助対象となる事業を行う建築士が所属する建築士事務所で、建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所をいう。

(23) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項の規定による建築物をいう。

(24) 全体設計承認事業 第 5 条に規定する耐震設計、建替え設計又は耐震改修工事等であって、複数の年度にわたる事業として、第 24 条の規定による全体設計の承認を受けたものをいう。ただし、耐震設計又は建替え設計は 3 ヶ年を限度とし、耐震改修工事等については 4 ヶ年を限度とする。

(25) 耐震対策緊急促進事業 耐震対策緊急促進事業制度要綱 (平成 25 年 5 月 29 日国住市第 53 号国土交通省住宅局長通知) による、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業をいう。

第 2 章 補助対象

(補助対象建築物)

第 3 条 補助対象となる建築物は、札幌市内に存する建築物であって次の各号に該当するものとする。ただし、予備調査及び耐震診断にあつては、要緊急安全確認大規模建築物は除く。

(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項による確認を受け新築の工事に着手した既存耐震不適格建築物で、同法第 7 条第 5 項の検査済証の交付を受けたもの。ただし、同年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けたもの又は構造等について大臣認定、一般財団法人日本建築センター等の評定を受けたものを除く。

(2) 建築物の用途及び規模が下表に定める要件を満たすもの。ただし、下表に掲げる用途以外の部分がある場合、その部分が延べ面積の過半を超えるものは除く。(床面積、建築物の高さ及び階数の算定にあつては建築基準法施行令第2条による。)

用途	予備調査、耐震診断、耐震設計及び建替え設計の対象要件	耐震改修工事等の対象要件
幼稚園又は認定こども園	階数2以上	階数2以上かつ床面積の合計が500㎡以上
小学校又は中学校	階数2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上	階数2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
高等学校	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
保育所(児童福祉法第35条第4項の規定に基づき認可された施設に限る。)	階数2以上	階数2以上かつ床面積の合計が500㎡以上
社会福祉法第2条第2項第二号に規定される乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設	階数2以上	階数2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
社会福祉法第2条第2項第三号に規定される養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム	階数2以上	階数2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
社会福祉法第2条第2項第四号に規定される障害者支援施設	階数2以上	階数2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上

病院又は診療所(入院施設を有するもの)	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
共同住宅	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外は除く。)、公会堂又は集会場	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗		
旅館又はホテル		
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場		
地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	敷地が左記道路に接している敷地に建つ建築物のうち、階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上	耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物のうち、階数3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上
収容避難場所	なし(すべてが対象)	なし(すべてが対象) ただし、耐震改修工事実施後、10年以上収容避難場所として活用され、災害時に速やかに収容避難場所として開

		<p>設可能となる措置が講じられているものに限る。</p>
--	--	-------------------------------

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であるもの。ただし、収容避難場所はこの限りでない。

(4) 過去に補助金の交付を受けて同種の事業を実施したことがないもの。ただし、段階的に実施する耐震改修工事に関してはこの限りでない。

(5) 建築基準法第6条の規定による建築関係規定に適合するもの。

2 耐震設計、建替え設計及び耐震改修工事等の補助対象となる建築物は、前項のほか、次の各号に該当するものとする。

(1) 耐震診断判定書の交付を受けた耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定されたもの。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあつてはこの限りでない。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物にあつては、次のア及びイに該当するもの

ア 耐震改修促進法附則第3条第1項の規定に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると報告されたもの。

イ 平成28年3月31日までに「札幌市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務取扱要綱（平成27年1月13日）」第6条に規定する耐震診断結果報告済証明書の発行を受けたもの。

3 前各項の規定にかかわらず、市長が認める建築物については補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、次の各号に掲げる施行者とする。

(1) 「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者

(2) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体（独立行政法人及び地方独立行政法人、国・地方公共団体の設立又は出資等に係る法人等）に該当しない者。ただし、市長が認める者についてはこの限りでない。

(3) 市町村税等を滞納していない者

（補助対象となる事業）

第 5 条 補助対象となる予備調査は、施行者が登録事務所に委託し、札幌市予備調査員、札幌市耐震診断員又は耐震診断資格者が行うもので、調査の結果について市長の精査を受け、予備調査精査確認報告書の交付を受けるものとする。

2 補助対象となる耐震診断は、施行者が登録事務所に委託し、札幌市耐震診断員又は耐震診断資格者が行うもので、耐震診断判定書の交付を受けるものとする。

3 補助対象となる耐震設計は、施行者が登録事務所に委託し、札幌市耐震診断員又は耐震診断資格者が行うもので、耐震設計判定書の交付を受けるものとする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震設計にあつては、耐震診断資格者が行うものに限る。

4 補助対象となる建替え設計は、次の各号に該当するものとする。

(1) 施行者が登録事務所に委託し、建築士法第 2 条第 2 項の規定による一級建築士が行うもの

(2) 原則、建替え前の建築物が存する敷地を含む敷地での建替え工事に係る設計であるもの

(3) 建替え後の建築物の用途及び規模が、原則、第 3 条第 1 項第 2 号に該当するもの。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

(4) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物の建築等に関する申請を行い、

確認を受けるもの

5 補助対象となる耐震改修工事は、次の各号に該当するものとする。

(1) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、段階的な耐震改修工事を行う場合はこの限りでない。

(2) 専門機関の評定を受けた耐震設計に基づき施行者が施工業者に請け負わせて実施するもの

(3) 札幌市耐震診断員又は耐震診断資格者等が工事監理を行うもの

(4) 市長の中間検査を受け、中間検査確認書の交付を受けるもの

(5) 市長の精査を受け、完了検査確認書の交付を受けるもの

6 補助対象となる建替え工事は、次の各号に適合するもの

(1) 建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認を受けた建替え設計に基づき施行者が施工業者に請け負わせて実施するもの

(2) 建替え後の建築物について、建築基準法第7条第5項の検査済証の交付を受けるもの

7 国又は地方公共団体の補助金の交付を受けている事業は補助事業の対象としない。ただし、市長が認める事業についてはこの限りでない。

(補助対象となる費用)

第6条 補助対象となる費用は次の各号に掲げる費用とする。

(1) 予備調査にあつては、予備調査に要する費用

(2) 耐震診断にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 耐震診断に要する費用及び耐震診断判定書の交付を受けるために要する費用

イ 社会資本整備総合交付金交付要綱 付属第Ⅲ編 国費の算定方法 イ-16-

(12) -①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額に定められた限度額

(参考)

	棟の床面積	限度額 (棟床面積あたり)
(1)	1,000 m ² 以内の部分	3,600 円/m ² 以内
(2)	1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	1,540 円/m ² 以内
(3)	2,000 m ² を超える部分	1,030 円/m ² 以内

(3) 耐震設計にあつては、耐震設計に要する費用及び耐震設計評定書の交付を受けるために要する費用

(4) 建替え設計にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 建替え設計に要する費用

イ 工事前の延べ面積に 50,300 円（共同住宅にあつては 49,300 円）を乗じた額
に住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目 第2対象範囲 1 調査
設計計画 ハ建築設計費に定める設計料率を乗じた額

(参考 建築設計料率表)

延べ面積に基準額を乗じた額 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000
建築設計料率 (単位：%)	11.11	7.34	6.16	5.18

(注) 延べ面積に基準額を乗じた額の間区分については、直線的補完により料率を定めること。この場合における料率の端数は、小数点第3位以下を切捨てること。

(5) 耐震改修工事にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 耐震改修工事に要する費用及び工事監理に要する費用

イ 工事前の延べ面積に 50,300 円（共同住宅にあつては 49,300 円）を乗じた額

(6) 建替え工事にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 建替え工事に要する費用及び工事監理に要する費用

イ 工事前の延べ面積に 50,300 円（共同住宅にあっては 49,300 円）を乗じた額

2 前項の補助対象となる費用は、消費税等相当額を除く額とする。

（補助の交付額）

第 7 条 補助金の交付額は次の表に定めるとおりとする。

対象事業	補助対象となる費用	補助金の交付額
		各号に掲げるもののうち、いずれか低い額。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。
予備調査	第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 12 万円
耐震診断	第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 150 万円
耐震設計	第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 500 万円
建替え設計	第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 500 万円（棟算定は建替え前の状況で判断する。）
耐震改修工事	第 6 条第 1 項第 5 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 23%。ただし、共同住宅にあっては 1/3 (2) 1 事業につき 3,500 万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、2 億円
1 段階目耐震改修工事	第 6 条第 1 項第 5 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 23%。ただし、共同住宅にあっては 1/3 (2) 1 事業につき 1,000 万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、5,000 万円
2 段階目耐震改修	第 6 条第 1 項第 5 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 23%。ただし、共同住宅にあっては 1/3

工事		(2) 1事業につき 2,500 万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあつては、1 億 5,000 万円
建替え工事	第6条第1項第6号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 23% (2) 1事業につき 3,500 万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあつては、2 億円

2 耐震改修工事等の補助金の交付額にあつては、構造的に独立している複数の棟が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により接続されている場合、1事業として前項の交付額を算出する。

第3章 手続き

(補助金の交付の申請)

第8条 申請者は補助対象となる事業を行う前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助金申請額算出書(様式第1号の1)

(2) 検査済証の写し(本市又は指定確認検査機関が発行する証明書等に代えることができる。)

(3) 補助対象建築物の登記事項証明書(共同住宅にあつては申請者が所有する部分の登記事項要約書で可、表題部、権利部が明示されているもので、発行から3ヵ月以内のもの)

(4) 要緊急安全確認大規模建築物にあつては耐震診断結果報告済証明書の写し

(5) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書(現在事項全部証明)、法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票)(発行から3ヵ月以内のもの)

(6) 申請者名義の補助金振込口座確認書(様式第1号の2)

- (7) 前号の口座番号や名義等が判る預金通帳等の写し
- (8) 市民集会施設にあつては、次に掲げる書類
 - ア 事業の実施に関して、当該施設を管理する団体に関係する地域住民の合意がある旨の申出書（様式第1号の3）
 - イ アの合意についての集会等の議事録等の写し
- (9) 区分所有建築物及び共有建築物にあつては、次に掲げる書類。
 - ア 事業の実施に関して、区分所有者又は共有者の合意がある旨の申出書（様式第1号の3）
 - イ アの合意についての集会等の議事録等の写し
- (10) 事業計画書の写し
- (11) 事業に係る工程表
- (12) 事業に要する費用の見積書の写し（登録事務所及び施工業者が発行し、代表印が押印されているもの。また、補助対象部分、補助対象外部分及び事業計画書に示す項目に該当する積算内訳が明記されているもの。）
- (13) 事業を行う者について、次に掲げる書類
 - ア 建築士法第5条第2項に規定する免許証の写し
 - イ 登録事務所に所属することを証する書類の写し
 - ウ イの登録士事務所が建築士法第23条の3第1項の規定により登録を受けたことを証する書類の写し
 - エ 建替え設計及び建替え工事以外の事業にあつては、札幌市予備調査員、札幌市耐震診断員又は耐震診断資格者等であることを証する書類の写し
 - オ 耐震改修工事等にあつては、施工業者が建設業法第3条第1項の規定により許可を受けたことを証する書類の写し

- (14) 当該補助対象建築物の位置図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、面積表（各図面等には事業の対象部分、他の用途との併用部分等を明示のこと。）
- (15) 当該補助対象建築物の現況写真（外観2面以上、カラー、L版程度）
- (16) 耐震設計及び建替え設計の申請にあつては、耐震診断報告書及び耐震診断判定書の写し
- (17) 耐震改修工事の申請にあつては、次に掲げる書類
- ア 耐震設計報告書の写し
 - イ 耐震設計評定書の写し
 - ウ 耐震改修図面（構造図、意匠図、設備図等、補助対象となる耐震改修工事の内容が分かるもの。補助対象以外の工事がある場合は、明示すること。）
- (18) 建替え工事の申請にあつては、次に掲げる書類
- ア 建替え後の建築物に係る確認済証の写し
 - イ 建替え後の建築物の図面（位置図、配置図、各階平面図、立面図、面積表等）
- (19) 収容避難場所の耐震改修工事等にあつては、次に掲げる書類
- ア 工事後、10年以上収容避難場所として活用されること及び災害時に速やかに収容避難場所として開設可能となる措置が講じられていることの誓約書（様式第1号の4）
 - イ 災害時に速やかに収容避難場所が開設可能となる人員配置体制が確認できる書類の写し
- (20) 申請者の納税証明書（指名願）（申請者が法人格を有しない団体の場合は本市に納税義務がない旨の申出書）（補助金の交付の申請を行う年度に発行したもの）
- (21) その他、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請にあたり、区分所有建築物又は共有建築物にあつては、補助事業を実施することについて、規約等による区分所有者又は共有者の合意がなければならない。
- 3 申請者は、第1項の申請前に、札幌市と事前相談を行い、必要な助言又は指示等を受けなければならない。
- 4 全体設計承認事業にあつては、第1項から第3項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成し、市長に申請しなければならない。ただし、第2項第1号の規定については、初年度の交付申請にのみ適用する。
- 5 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

(1) 当該補助対象建築物が過去に補助事業を利用している場合 第1項第2号の書類

(2) 当該補助対象建築物が過去に補助事業を利用して耐震診断を実施している場合 第1項第16号の書類

(3) 当該補助対象建築物が過去に補助事業を利用して耐震設計を実施している場合 第1項第17号の書類

(4) 当該補助対象建築物が過去に補助事業を利用して建替え設計を実施している場合 第1項第18号の書類

(5) 全体設計承認事業 第1項の書類。ただし、当該承認から、補助金の交付の申請までの間にその内容に変更が生じた書類を除く。

- 6 第1項に掲げる書類は、市長が同等と認める書類に代えることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)又は補助金不交付決定通知書(様式3)により申請者に通知

するものとする。

- 2 市長は、前項による補助金交付決定通知書の交付をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 申請者は、第1項の規定による補助金交付決定通知書の交付を受ける前に、補助対象となる事業に係る契約を締結してはならない。ただし、全体設計承認事業にあつては、初年度のみ適用する。

(事業の内容の変更等)

第10条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定通知書の交付を受けた後、補助対象となる事業に要する費用又は内容を変更する場合、速やかに補助金変更等申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助金申請額算出書(様式第1号の1)

(2) 変更の内容を表す書類、図面等(当初及び変更内容を明記のこと。)

(3) 変更後の補助対象となる事業に要する費用の見積書の写し(補助対象部分と補助対象外部分を明記するとともに、積算根拠や積算内訳を明らかにするもの。)

(4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(申請者の変更)

第11条 第8条の規定による申請を行った後又は第9条の規定による補助金交付決定通知書の交付を受けた後に、申請者を変更する場合は、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 申請者が個人の場合は住民票、申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明

書（現在事項全部証明書）（発行から3ヵ月以内のもの）

（2）新たな申請者の納税証明書（指名願）（申請者が法人格を有しない団体の場合は本市に納税義務がない旨の申出書）（補助金交付申請を行う年度に発行したもの）

（3）申請者名義の補助金振込口座確認書（様式第1号の2）

（4）前号の口座番号や名義等が判る預金通帳等の写し

2 市長は、前項の申出があったときは申出書の内容を確認し、申請者の変更承認書（様式第6号）により新たな申請者に通知するものとする。

（補助申請の取下）

第12条 申請者は、補助対象となる事業を取り下げようとするときは、補助金取下届（様式第7号）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理し、第9条又は第10条の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（着手）

第13条 申請者は、第9条の規定による補助金交付決定通知書の交付を受けた後、速やかに事業に着手するものとする。

（耐震改修工事の中間検査・完了検査）

第14条 申請者は、耐震改修工事による補強箇所等を目視確認できる時期に、市長の中間検査を受け、中間検査確認書の発行を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指導することができる。

3 申請者は、耐震改修工事を完了しようとするときは、あらかじめ実施した耐震改修工事について補強箇所等の写真等により市長の完了検査を受け、完了検査確

認書の発行を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による完了検査の結果、耐震改修工事等が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震改修工事等を適切に行うよう指導することができる。

(除却工事の完了報告)

第 15 条 申請者は、建替え工事の対象となる建築物の除却工事が完了した場合は、速やかに、除却工事完了報告書（様式第 9 号）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 除却工事に関わる報告書の写し

(2) 除却工事が完了したことが確認できる現地写真

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による除却工事の報告の結果、除却工事が適切に行われていないと判定した場合、申請者に対し、除却工事を適切に行うよう指導することができる。

(事業の精査等)

第 16 条 申請者は第 5 条に規定する予備調査を完了しようとするときは、市長に予備調査報告書等の精査を受け、予備調査事業精査確認報告書の交付を受けなければならない。

- 2 申請者は第 5 条に規定する耐震診断を完了しようとするときは、専門機関に耐震診断報告書等の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受けなければならない。
- 3 申請者は第 5 条に規定する耐震設計を完了しようとするときは、専門機関に耐震設計計算書等の評定を受け、耐震設計評定書の交付を受けなければならない。
- 4 市長は、第 1 項から第 3 項の精査において、事業が適切に行われていないと疑われる場合、申請者に対し事業を適切に行うよう指導することができる。

(事業の完了報告)

第 17 条 申請者は、補助対象となる事業が完了した場合は、完了報告書（様式第 10 号）に次に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 実施した事業の報告書（計算書、図面、工事監理報告書等を含む）の写し

(2) 予備調査にあつては予備調査事業精査確認報告書の写し

(3) 耐震診断にあつては耐震診断判定書の写し

(4) 耐震設計にあつては耐震設計評定書の写し

(5) 建替え設計にあつては建替え後の建築物に係る確認済証の写し

(6) 耐震改修工事等にあつては次に定める書類

ア 工事写真（耐震改修工事にあつては改修箇所ごとの完了時の状況が確認できるもの。）

イ 中間検査確認書及び完了検査確認書の写し

(7) 建替え工事にあつては建替え後の建築物の検査済証の写し（全体設計承認事業の場合は、最終年度のみに適用する。）

(8) 事業に係る契約書の写し（全体設計承認事業の場合は、出来高に応じて支払うことが確認できるもの）

(9) 委託契約に基づく領収書の写し（全体設計承認事業の場合は、出来高に応じた支払いが確認できるもの）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 全体設計承認事業の初年度及び中間年度における前項の報告にあつては、前項第 1 号から第 5 号までの書類の添付を省略することができる。

3 第 1 項の報告は、第 9 条の規定による補助金の交付の決定があつた日の属する年度の 3 月 15 日までに行わなければならない。ただし、全体設計承認事業の初

年度及び中間年度にあつては、3月31日までとする。

- 4 第10条の規定による軽微な変更については、第1項の規定による報告時に内容を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、申請者から前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、第9条又は第10条の規定による補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金額確定通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の審査等において、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に指導するものとし、理由を付した書面により通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 第18条の規定による補助金額の確定を受けた申請者は、速やかに補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度において補助金の交付を受けない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による補助金の交付の請求は、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度における補助金の交付の請求は、翌年度の4月15日までとする。

(補助金の交付)

第21条 市長は、申請者から前条の規定により補助金の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 22 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条又は第 10 条に規定する補助金の交付の決定若しくは第 18 条に規定する補助金の額の確定を取り消す、又は補助金を減ずること（以下「補助金の取消し等」という。）ができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の取消し等を行ったときは、交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 23 条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、申請者に対して既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式第 13 号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

第 4 章 複数年度にわたる事業の手続き

(全体設計の承認申請)

第 24 条 申請者は、補助対象となる事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、全体設計（変更）承認申請書（様式第 14 号）に第 8 条第 1 項に定める書類を添えて市長に申請し、補助対象となる費用の総額及び補助対象となる事業の完了の予定期日等について承認を得なければならない。なお、当該補助対象となる費用の総額を変更する場合も同様とする。この場合において、同条第 1 項第 12 号「事業に要する費用の見積書の写し」とあるのは、「各年度別計画の要する費用の見積書の写し」と読み替えるものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 前項の申請のとおり補助対象となる事業が完了し、第 17 条の規定による完了報告を行うことが確実に見込まれるものであること。

(2) 資金計画が補助対象となる事業を確実に遂行するため適切なものであること。

3 申請者は、第 1 項の申請前に、札幌市と事前相談を行い、必要な助言・指示等を受けなければならない。

(全体設計の承認)

第 25 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認められた場合は、当該申請内容を承認し、全体設計（変更）承認通知書（様式第 15 号）により申請者へ通知しなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において必要があるときは、当該承認について条件を付すことができる。

(全体設計の承認の申請者の変更)

第 26 条 前条の承認の後に申請者を変更する場合は、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書（様式第 5 号）に第 11 条第 1 項に定める書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は前項の申出があったときは事情を確認の上、必要な指示等を与え、承認することができる。

3 市長は、前項の承認をする場合は、申請者の変更承認書（様式第 6 号）により新たな申請者に通知するものとする。

(全体設計承認事業の変更)

第 27 条 第 25 条に規定する承認の通知を受けた申請者は、当該承認の後に申請内容を変更しようとするときは、第 10 条第 1 項に規定する申請の前に、全体設計（変更）承認申請書（様式第 14 号）に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当初の目的を変更しない範囲で補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 事業に要する費用の変更があるときは各年度別計画の事業に要する費用の変更見積書の写し
- (2) 変更の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明記のこと。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第 25 条の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

（事業の特例）

第 28 条 第 17 条第 3 項（完了報告の期限）及び第 20 条第 2 項（補助金請求の期限）の規定の適用については、市長が当該期限を変更する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 5 章 札幌市予備調査員・耐震診断員

（札幌市予備調査員）

第 29 条 第 2 条第 19 号の要件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築士法第 2 条第 2 項の規定による一級建築士の資格を有し、建築士事務所に所属していること。
- (2) 平成 27 年度までに、札幌市耐震診断員又は札幌市予備調査員として市長による登録を受け、登録名簿への登載及び札幌市民間建築物予備調査員登録証または札幌市民間建築物耐震診断員登録証の交付がされていること。

（札幌市耐震診断員）

第 30 条 第 2 条第 20 号の要件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築士法第 2 条第 2 項の規定による級建築士の資格を有し、建築士事務所に所属していること。
- (2) 平成 27 年度までに、耐震診断員として市長による登録を受け、登録名簿への登載及び札幌市民間建築物耐震診断員登録証の交付がされていること。

（耐震診断員等の登録有効期限）

第 31 条 耐震診断員の登録の有効期間は、次の各号のいずれかによるものとする。

（1）平成 27 年 3 月 31 日以前に登録を受けたものは、登録の日から起算して 5 年間とする。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に前項の規定に基づき交付された登録証（平成 26 年 4 月 1 日を有効期間に含むものに限る。）であって、その有効期間が登録から 3 年間である登録証は、登録証に記載する有効期限に 2 年を加えた日を有効期限と読み替えるものとする。

（2）平成 27 年 4 月 1 日以降に登録を受けたものは、平成 33 年 3 月 31 日とする。

（耐震診断員等の登録名簿）

第 32 条 市長は、札幌市予備調査員及び札幌市耐震診断員（以下「耐震診断員等」という）を登載した名簿を整備し、本市に常備するものとする。

2 前項の登録名簿には、次の各号に掲げる事項を登載する。

（1）耐震診断員等の氏名

（2）前号の耐震診断員等が所属する登録事務所の名称及び所在地

（3）その他市長が必要と認めて別に定める事項

3 施行者は、第 1 項の登録名簿を閲覧することができる。

（耐震診断員等の登録変更）

第 33 条 耐震診断員等は、前条の規定による登録名簿に登載した事項に変更が生じた場合には、すみやかに耐震診断員・予備調査員登録変更届（様式第 16 号）により、市長に届け出なければならない。

2 耐震診断員等として登録されている者が、所属する登録事務所を変更する場合の取り扱いは次のとおりとする。

（1）所属変更後の建築士事務所が登録事務所である場合は、前項の変更届を提出することにより、耐震診断員等としての資格を継続できる。

(2) 所属変更後の建築士事務所が登録事務所ではない場合は、その建築士事務所を新たに登録事務所として登録することにより、耐震診断員等としての資格を継続できる。

(登録証)

第 34 条 耐震診断員等は、補助対象となる予備調査又は耐震診断に従事する際は、常に登録証を携帯し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 耐震診断員等は、札幌市民間建築物耐震診断員登録証又は札幌市民間建築物予備調査員登録証を紛失又は汚損したときは、すみやかに耐震診断員・予備調査員登録証再交付申請書（様式第 17 号）により、登録証の再交付を受けなければならない。

(耐震診断員等の責務)

第 35 条 耐震診断員等は、補助事業に関して職務上知り得た情報を他に漏らしてはならず、耐震診断員等の登録期間の満了後又は登録の取り消し後も同様とする。

2 耐震診断員等は、請け負った事業を確実に遂行し、未完了のままこれを放棄してはならない。

3 耐震診断員等は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本事業に関すること以外に、耐震診断員等の名称や登録証を使用すること。

(2) 登録証を他人に貸与又は譲渡すること。

(3) 不必要な診断、設計又は工事を勧めること。

(4) 補助事業に関する業務を他に委託し、又は請け負わせること。

(5) その他、耐震診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(耐震診断員等の登録の取り消し)

第 36 条 市長は、耐震診断員等が次の各号のいずれかに該当すると認められたと

きは、登録を取り消すものとする。

- (1) 耐震診断員等から登録取り消しの申請があったとき。
- (2) 耐震診断員等が建築士法第9条の規定による免許の取り消し、又は同法10条第1項の規定による戒告を受けたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により第28条第2項及び第29条第2項に規定する登録を受けたとき。
- (4) 第35条第3項に掲げる行為を行ったとき。
- (5) その他市長が特に登録を取り消す必要があると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、すみやかにその理由を付して当該耐震診断員等に通知するものとする。

第6章 雑則

(補助の限度)

第37条 市長は、申請者に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助事業の遂行)

第38条 施行者は、第9条又は第10条の規定による補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(書類の整備、保存)

第39条 施行者は、補助事業に係る補助金の収入及び支出を明らかにした帳簿並びに関係書類を整備し、これを補助事業終了年度以降5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第40条 施行者は、補助事業に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等

を行うときはこれに協力しなければならない。

2 施行者は、本要綱に基づき耐震診断等を行う者が建築物、敷地への立入調査及びその他必要な調査等を行うときには、これに協力しなければならない。

3 市長は、前各項の協力が得られないと認めたときは、第 9 条又は第 10 条の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(委託事業)

第 41 条 市長は、補助事業の一部又は全部を委託することができる。

(秘密の保持)

第 42 条 補助事業に就く者は、職務上知り得た秘密については正当な理由のない限りこれを漏らしてはならない。

(その他)

第 43 条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓令第 24 号）の定めるところによる。

(耐震対策緊急促進事業の併用)

第 44 条 要緊急安全確認大規模建築物である補助対象建築物について、第 8 条に規定する補助金の交付の申請に併せて耐震対策緊急促進事業を申請しようとするとき、この要綱に定めるもののほか、耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成 25 年 5 月 29 日国住市第 53 号、国土交通省住宅局長通知）及び耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 29 日国住市第 54 号、国土交通省住宅局長通知）並びに耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（平成 25 年 10 月 4 日、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室）の定めるところによる。

2 前項の申請において申請者は、第 3 章の規定により提出することとされる様式及び関係書類に加えて、次に定める書類を市長へ提出しなければならない。

(1) 耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（平成 25 年 10 月 4 日、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室）に規定する様式のうち申請者が作成

することとされるもの

(2) 耐震対策緊急促進事業の交付等の申請にあたって、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請において、第5条7項の規定は適用しない。

(委任)

第45条 この要綱の施行について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の第 9 条の規定による補助金の交付の決定を受けたものに対する第 6 条の補助対象となる費用については、なお従前の例による。

要綱様式

様式	名称	要綱関係条項
様式 1	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付申請書	第 8 条
様式 1 - 1	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金申請額算出書	第 8 条 第 10 条
様式 1 - 2	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金振込口座確認書	第 8 条 第 11 条
様式 1 - 3	札幌市民間建築物耐震化促進事業 申出書	第 8 条
様式 1 - 4	札幌市民間建築物耐震化促進事業 誓約書	第 8 条
様式 2	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付決定通知書	第 9 条
様式 3	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金不交付決定通知書	第 9 条
様式 4	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付変更申請書	第 10 条
様式 5	札幌市民間建築物耐震化促進事業 申請者の変更申出書	第 11 条 第 26 条
様式 6	札幌市民間建築物耐震化促進事業 申請者の変更承認書	第 11 条 第 26 条
様式 7	札幌市民間建築物耐震化促進事業 取下届	第 12 条
様式 8	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付決定取消通知書	第 12 条 第 21 条
様式 9	札幌市民間建築物耐震化促進事業 除却工事完了報告書	第 15 条
様式 10	札幌市民間建築物耐震化促進事業 完了報告書	第 17 条
様式 11	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金額確定通知書	第 18 条
様式 12	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付請求書	第 20 条
様式 13	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金返還命令書	第 23 条
様式 14	札幌市民間建築物耐震化促進事業 全体設計（変更）承認申請所	第 24 条 第 27 条
様式 15	札幌市民間建築物耐震化促進事業 全体設計（変更）承認通	第 24 条

	知書	第 27 条
様式 16	札幌市民間建築物耐震化促進事業 耐震診断員・予備調査員 登録変更届	第 33 条
様式 17	札幌市民間建築物耐震化促進事業 耐震診断員・予備調査員 登録証再交付申請書	第 34 条